

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 11 号
2 0 1 3 年 9 月 2 4 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「名古屋車両所における職場諸要求」に関する申し入れ

表題について、下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定し改善すること。

記

1. 熱中症対策等について

- ① 毎年申し入れているが、今年も猛暑が続いている。庫の中央部付近では48℃以上に上昇する日もある。昨夏には名古屋車両で同じように働いているCMC社員が熱中症で搬送される事が2度もあり、今夏にCMCは「ミスト式扇風機」「コンパクトクーラー」を複数台購入し試験運用を行っている。昨年、同様の申し入れを行った際に会社は「～支社権限外事項であるが当社の対策を参考に適切に対応するよう指導している」と回答している。今回のCMCによる「ミスト式扇風機」「コンパクトクーラー」を複数台購入した上での試験運用は支社の対策を参考にしたものか明らかにすること。
- ② 会社として社員や関連社員の健康をどのように考えているのかを明らかにすること。
- ③ 熱中症対策として昨夏までに会社実施してきた施策で「事足りている」と考えているのか明らかにすること。
- ④
- ⑤ 庫内の温度を下げる為の冷房設備等を検討・設置すること。

2. 寒冷地対策等について

毎年申し入れているが、現場の詰所は底冷えするほど寒く、現在のエアコンの暖房では、「霜取り」「エラー」表示して停止状態が何時間も続き空調設備としては機能しきれていないためストーブや温風ヒーターも併用している。よって下記項目について改めて要求する。

- ① 現場詰め所の設計上の容積を明らかにすること。
- ② 現在、現場詰め所で使用している空調設備の冷房時の能力を明らかにすること。
- ③ 現在、現場詰め所で使用している空調設備の暖房時の能力を明らかにすること。
- ④ 現在、現場詰め所で使用している空調設備を寒冷地仕様とすること。
- ⑤ 詰め所に床暖房設備を増設すること。

3. 出勤遅延の防止について

- ① 出勤遅延防止策として「目覚まし時計の複数個セット」を会社は実質上強要しているが、組合として毎年申し入れている「社員各自が必要と思う数の目覚まし時計を貸与又は支給すること」に対して、昨年は「その様な考えはない」との回答であった。会社回答の「その様な考えはない」の理由を明らかにすること。

4. 庁舎の老朽化等について

- ① 【名古屋車両所の庁舎は、国鉄新幹線総局大阪第一運転所名古屋支所開業以降、35年余りが経過して庁舎が老朽化している。庁舎の二階の部屋を挟んで両側のベランダは、水はけが悪くなっている。一旦雨が降ると池のように水たまりが出来、梅雨時期にはヘドロから悪臭が漂ってくる。また、庁舎の2階の更衣室兼詰所窓のへりには細かく長いヒビが入り、台風等の大雨の時期には床面が雨水により大きな水溜まりができる。早急に調査、改善すること。】と昨年も申し入れを行い「事務所棟の補修は必要の都度実施していく」との回答であったが、今年も同様の事象が発生している。毎年、同様の事象が発生する理由を明らかにすること。
- ② 【庁舎内の風呂場の脱衣場内における大阪方の壁からは水漏れを起こして腐食している。また、風呂場内の床面がタイルであり、よく滑り転倒して、大変に危険であることから改善すること。】と昨年も申し入れを行い「現行通りとする」との回答であったが、現在においても状況に変化はない。かかる状況に対する会社の回答・認識に変更がないのであれば、不幸にして転倒等が発生した場合は会社に全ての責任があることを確認する。
- ③ 「名両所庁舎内の水道(便所手洗い、各洗面所)水は、特に夏期は大変にカビ臭くて濁って飲料水やカビの臭いが手に残って手洗いに適さない。帯泊乗務員等が、安心して飲めるように改善すること」と、昨年も同趣旨の申し入れを行い、「改善は必要の都度実施している。水質については決められた検査を実施し問題はない」旨の回答であったが、今年も上記事象に一切の変化はない。この事象に対する会社の認識に変更がないのであれば、不幸にも水道水に関する臭気等により気分を悪くする等の体調不調が発生した場合の責任は会社にあることを確認する。
- ④ 現在、名古屋車両所庁舎1階の食堂は平日の昼間のみ営業となっている。しかし名古屋車両所は平日・休日に関係なく現場社員をはじめ乗務員や関連会社社員も多く出勤している。平日のみの営業理由として「利用が少ない」旨を聞いているが、利用客が少ない理由の一端として、メニューの少なさがあると思われる。メニューの充実及び土・日・祝日も含めて、朝・昼・夜・深夜の営業を行い、社員等の福利厚生をさらに充実させること。

5. 現場(庫内)設備、点呼場への移動通路について

- ① これまでも、再三現場において管理者に改善するように要求しているが、名両の庫内1・2・3番線においてピット内及びパン点検通路の蛍光灯の劣化及び故障による不点灯が多数あり、作業効率の面や安全上から問題と考える。交換に時間を要する要因として、交換に必要な蛍光灯が大阪の車両所からトラック便で送られて来ている事が大きく関与している。また、すでに経年劣化の傾向にある灯具も多く見

受けられる。省エネも含め劣化しにくく使用期間も長いLED型蛍光灯等に取り替える改善を図ること。

- ② 庫の老朽化に伴い2・3番線の天井から、経年劣化のためと思われる真っ黒に変色しボロボロになった断熱材・網状になった金属（特に、庫の天井排気ファン付近）が作業中に落下してきている。また、庫3番線8号車のパン点検通路が雨漏れにより水溜まりができ、天井の断熱材と思われるものが経年劣化等により、パン点検通路に落下してきている。昨年の初め頃から管理者に報告し、管理者も確認している。改善計画について明らかにすること。

6. 作業内容等について

- ① チェックシート記入に必要な時間は、各種作業毎に確実に確保されているのか明らかにすること。
- ② チェックシート記入に伴う作業遅れ等の責任を社員に転嫁しないこと。
- ③ 名古屋車両所では「保守班体制」のため、人手が必要な作業が発生した場合はE（構内操縦）担当も作業に加わっている。しかし本来業務（構内操縦）で必要となると作業途中で抜ける事となる。このため現場管理者は「E担当者のチェックシート記入は認められない」としている。人手が必要な作業が発生した場合のE担当は単なる「手助け」なのか等、作業に関する位置づけを明らかにすること。
- ④ ③に関して、E担当が単なる「手助け」であるならば、本来業務に専念させること。
- ⑤ またこれまでE担当が行っていた作業を代わって行う要員を新たに配置すること。
- ⑥ 要員が配置できない場合は、申告・臨時修繕作業は少人数でも行える作業とすること。
- ⑦ 不幸にして事故やヒューマンエラーが発生した場合、会社の対応は個人への責任追及に終始している。安全を第一に考える視点に立ち、責任追及から原因究明と会社の安全に対する姿勢を改めること。
- ⑧ JR西日本会社所属編成の車両故障への対応については昨年も申し入れているが、その際の会社回答「従来からJR西日本会社に品質向上に関して申し入れを行っている」にある申し入れの件数並びに内容を明らか何すること。
- ⑨ JR西日本会社所属編成の故障が発生し、JR西日本会社エリアに戻って車両所に入庫しても、故障を修繕することなく再度、名古屋車両所に入庫してくる編成が多くある。東海道新幹線の線路を走る以上、JR東海会社としての安全やサービスの低下であり問題である。この現状に対する支社の見解を示すこと。

以上